

令和4年 駒ヶ根市教育委員会 第5回定例会 次第

令和4年4月26日(火) 午後2時

駒ヶ根市役所 保健センター2階 大会議室

- 1 開 会
- 2 教育長報告 … P 1
- 3 事業報告及び事業計画 … P 6
 - ・ 定例会教育委員会 5月31日(火) 午後2時 保健センター2階 大会議室
 - ・ 南部主幹指導主事の学校訪問
 - 9 / 6 (火) 午後：赤穂南小
 - 9 / 7 (水) 午後：赤穂東小
 - 9 / 8 (木) 午前：赤穂中 午後：中沢小
 - 9 / 14 (水) 午前：東伊那小 午後：東中
 - 10 / 11 (火) 午前：赤穂小
- 4 審議案件
 - 議案第1号 駒ヶ根市就園・就学支援委員の任命について … P 8
 - 議案第2号 学校運営協議会委員の任命について … P 10
 - 議案第3号 駒ヶ根市公民館運営審議会委員の委嘱について … P 17
 - 議案第4号 駒ヶ根市社会教育委員の委嘱について … P 18
 - 議案第5号 駒ヶ根市文化財審議会委員の任命について … P 19
 - 議案第6号 名勝光前寺庭園整備活用委員会委員の委嘱について … P 20
- 5 協議事項
 - (1) 総合教育会議について … P 21
- 6 報告事項
 - (1) 行事共催等承認申請の専決処分について … P 25
- 7 その他
 - (1) 夏季の軽装活動(クールビズ)の実施について … P 26
- 8 閉 会

令和4年度 第1回駒ヶ根市定例教育委員会 4月26日(火)

◆新年度のスタートに当たり◆

『内から育つ』子どもの育成に、本年度も邁進したいと思います。

『内から育つ』力とは、「求める心をもって、主体的に判断し、最後まで自己の責任において追究し抜く資質や能力」のことであります。学校、地域、家庭、すべての生活を通じて連携しながら育てていくものと考えます。充実の一年になりますようよろしくをお願いします。

教育は人なり てづかぬいぞう (手塚縫蔵 明治~昭和 東筑摩郡広丘村生まれの教育者)

- 信州教育の真意を一言で言うと、「信州教育は人格教育である」
 - ・その人の人格的影響が、人を感化する。
- 教育とは、人間をして人間たらしめることである。
 - ・人間をして人間たらしめるとは、人間を人格たらしめることである。
- 大節を持す…節を曲げず、信じることはどこまでも貫くこと
 - ・何か大きな仕事を手がけたり、立派な教育観を持ったりしなければならないように聞こえるが、それだけではなく、教師として本質的な観を持ちつつ、小さな一つひとつの務めを疎かにせず日々を重ねることにもある。
- 人格教育とは ※どんなにデジタル時代になろうとも
 - ①教育は、教師と児童生徒との間に行われる人格の接触感化である。
 - ②教師は、施設や教育技術より**人格を高める**ことが最も重要。
 - ・人格は、より高い他の人格に接することによって陶冶される。
- 教育は人格と人格の触れあいである。
 - ・ただ一筋に子どもたちのために教育は行われなくてはならない。
- 子どもはばかではない。人格者である。ばか呼ばわりすることは絶対にいけない。
- 教師は「いかに教育するか」ではなく、「いかに在るか」が問題である。
 - ・「to do」ではなく「to be」。存在そのものが大事＝人は何を為したかではなく、**いかに在ったかが大切**である。これを取り違えることがないように。
- 教育とは人間をつくることであり、先生の存在そのものが教育である。



子どもたちを育む教師が、信州教育の「誇り」を持たずして子どもの前に立つこと(=教育)はあり得ない。手塚の教育に対する考えを、混迷の今の時代にこそ、どの教師も心して熟読・実践する必要があると思います。コロナ禍の中でこそ、教師自身が、自ら問い返して、携わっている教師という仕事に対する自信に繋げてほしいのです。

一方で、私たち教育行政に携わる者が、気持ちを一にして「内から育つ」子ども育成のために、よりよい方向を見いだしていかなければなりません。子どもを育てくれる教師を守らねばなりません。

♣教育委員さんには何かとお世話になりますが、一年間よろしくお願いします。

※ 令和4年度駒ヶ根市教育の基本(別紙)を熟読ください。

◆諸会合等の報告 4/18 市町村教委連絡協議会

- 河手課長「共につながり、共にひろがる」。新任教師を共に育ててほしい(授業力、学ぶ力、切り抜ける力)。
- 北原会長「NHKの朝ドラ『小豆の声を聞け、時計に頼るな、目を離すな』の名言は教育に通じる。子どもの見方に置き換えて考えたい」

1 役員の選任について

(1) 決定役員

<input type="checkbox"/> 会長	北原秀樹 (伊那市)	<input type="checkbox"/> 教育長部会	
<input type="checkbox"/> 副会長	小野正行 (辰野町)	部会長	笠原千俊 (伊那市)
	上山隆三 (飯島町)	副会長	宮澤和徳 (辰野町)
<input type="checkbox"/> 会計監事	下平裕司 (中川村)	<input type="checkbox"/> R4 事務局	
<input type="checkbox"/> 新代議員	小林久通 (箕輪町教育長)	幹事	滝澤真人 (南信教育事務課長)
	藤澤康一郎 (箕輪町副代理)	"	間部拓二 (南信教育事務課長補佐)
	片桐 健 (飯島町教育長)	補佐	竹澤尚子 (上伊那連教)

2 総会 (研修) について

(1) 期 日 令和4年7月4日 (月)

(2) 会 場 宮田村 村民会館

(3) 日 程 12:30~12:50 受付
13:00~13:50 総会
14:40~15:30 研修視察

① 向山雅重 民俗資料館

② 日本聴導犬・介助犬訓練士学院のデモンストレーション

③ 本坊酒造ウィスキーセミナー

(4) 情報交換会 17:00~ [村民会館3・4・5研修室]



◆ 先達の教え

○ かつての日本の教育は、生徒、先生の間「の」が入っていた。(千玄室)
学校では「先生の生徒」「生徒の先生」、家庭では「親の子」「子の親」だった。

● 「の」は言い換えれば、和らぎの「和」である。

● 和があつてこそ、人間は初めて睦み合うことができる。そういう人間関係を家庭で、学校で、職場で取り戻すことが今とても求められている。

cf: 『二元対立からの離脱「の」から「と」へ。融和』 (西田幾多郎)

○ 「いいアイデアは皆が浮かぶが、それを実際に行動に移す人は少ない」(盛田明夫)

cf: 「手段、方法論は出尽くした。後は先生方が実践するかどうかだ」(故郷次政樹)

◆ いずれも、今の時代(教育)に欠けていることではないだろうか。時流に合った教育を…とか、今は ICT の時代だから黒板相手に授業をしているようでは…とか、すぐに結果を出さなければ力のある先生とは言えないなどという、見えない圧力に押しされっぱなしの渦の中に、先生方はもがき苦しんでいる。

そんなときこそ、先達の教えが生きてくるのではないのでしょうか。

《ちょっと立ち止まって》「内から育つ」姿を求めて※最近の教育関係の様子、新聞、朝々根の子どもの様子、資料

○ 中沢小の卒業式に出席しました。26名の卒業生。単級のこじんまりとしたあったかな式でした。

担任が卒業生の名を呼ぶとき、コロナで欠席している子がいたのですが、その子の名を呼ぶと学級全員で「はい」と応答。これには驚きました。はなももの児童が1名出席していました。何の違和感もなく、隣の女子児童が軽く手を添え、支えてくれていました。実に自然な姿でした。証書をもらった後、一人一言6年間で伸びたところと親への感謝の言葉がありました。実に堂々と自分を語っていました。

担任をはじめ、先生方、保護者、地域の方々の支えがあったことは明白でしたが、子どもたちが確かに「内から育っている」瞬間を見ることができました。彼らは、中学進学後は自信と自負を持って学校生活を贈っていくことでしょう。



《駒ヶ根市教育の根本》

■育てたい子どもの姿

『内から育つ、ひたむきな子』

～ 本気の自立を目指して～

■内から育つとは

2つの調査結果がここにある。

一つ目。イギリスのBBC放送が、2006年から33カ国、約4万人を対象に実施した世界各国の評価「世界に影響を与えている国」の調査結果。日本は2006年から3年連続1位。2017年は3位(カナダ、ドイツ)にも拘わらず、日本人が日本を評価する割合は45%(2013年調査:カナダ84%、中国、ブラジル、フランス、アメリカ、ドイツ、韓国は60%以上)である。他国から評価されているにも拘わらず、なぜか自分の国を評価しない日本人の姿が浮き彫りになっている。自己肯定感が薄く、自信の持てない若者が増加している。

二つ目。2019年日本財団実施「第20回18歳意識調査」(※対象: 韓国、中国、ドイツ、韓国、インド、イギリス、ベトナム、韓国、日本の17~19歳の各1000人)。日本は以下の5項目において全て最下位であった。

- (1)「自分を大人だと思う」(29.1%) (他国:80%以上)、
- (2)「自分は責任がある社会の一員だと思う」(44.8%) (他国:90%前後)、
- (3)「自分で社会を変えられると思う」(18.3%) (他国:65~83%)、
- (4)「将来の夢を持っている」(60.1%) (他国:90%以上)、
- (5)「自国の将来はよくなる」9.6% (中国:92.6%、他:20~30%)



先行き不透明な21世紀を生きる中で、教育改革の波(つけ)が子どもたちに確実に押し寄せている。自分に対して、自国に対して自信が持てないのは、子どもたちだけの所為とは思えない。世のため人のために役立つ人間になることを人生の大目標として位置づけられていない。健気な子どもたちの思いを打ち砕くような教育改革の犠牲になることは決してあってはならない。未来ある駒ヶ根の子どもたちを、我々大人は守り育てていかななくてはならない。

しかし、大人の思いが子どもたちに思うように伝わらない場合もある。そんなときでも「先生や大人(外)から言われたことだけを消化する受身の姿勢でなく、『自ら求める心を持って追究する資質・態度』(内)が育ち、最後まで自己の責任に置いてやり抜く気概を持つ」ていれば、生き方の軸がぶれることはない。時流に迎合することがない。不易流行が自ら判断できるようになる。

内から育つ具体の姿(中学生)。★清掃時にバケツの汚れた水を皆が捨てるので排水口が詰まってしまった。1年生のA君がさっと手で片付けてくれた。どろどろになっている排水も流してくれた。★1年生の女子が係でないのに黒板を消していた。「係じゃないよね」の声掛けに「〇ちゃん休みだから。いつもやってもらっているから」との答え。心温まる場面だった。こうした自立の姿、内から育つ姿の広がり期待している。

ぶれない生き方を目指すためには、教師(大人)は、日常的に「内側(自ら)から育つ」子どもに育まんとする覚悟がいる。人的・質的に環境も整えねばならない。日々の生活(授業)を見直し、充実していかなければならない。「子どもの生活、それは授業。教師の生活、それは授業」だから。学びは日々の生活の中にある。混迷の今の時代を生き抜くには、外(自分以外の誰か、何か)に期待することではなく、内から(自ら)求め追究し続けることこそが肝要となる。

「令和の日本型学校教育」要点

令和3年1月26日中央教育審議会から「令和の日本型教育の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個性最適な学びと、協働的な学びの実現～」が文科大臣に答申された。

【総論】

- 急激に変化する時代の中で、「一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協議しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるよう、その資質や能力を育成する」ことが我が国の学校教育に求められている。

さらに、2020年代を通じて実現すべき学校教育を「令和の日本型教育」とし、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現」を目指すとした。

- 資質や能力とは具体的にどのようなものか。「社会の変化に如何に対処していくか」という受け身の視点に立つのであれば難しい時代になる。そうではなく変化を前向きに受け止め、社会や人生を人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにする必要がある。

能力としては、文章の意味を正確に理解する読解力、自分の頭で考えて表現する力、対話や協議を通じて新しい解や納得解を生み出す力などである。

また、どの時代についても変わらぬ大事は「豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、ものごとを成し遂げる力、公共の精神の育成等を図ることである。

- 経済協力開発機構（OECD）令和元年5月に“LearningCompass 2030”を発表。ウェルビーイング（Well-being）を実現していくために自ら主体的に目標を設定し、振りかえりながら、責任ある行動が取れる力を身につけることの重要性が指摘されている。

- 「予測困難な時代」であり、先行き不透明な中、答えのない問いにどう立ち向かうか。目の前の事象から解決すべき課題を見だし、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を見出すことが強く求められている。

- 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型教育」の姿

- ・「自立」「協働」「創造」の3つの方向性を実現させるための生涯学習社会の構築を目指す
- ・「正解主義」や「同調圧力」への偏りからの脱却
- ・子ども一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行う「指導の個別化」
- ・教師が子ども一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子ども自身が学習が最適となるよう調整する「学習の個性化」



- 教師の視点から「指導の個別化」と「学習の個性化」を整理した概念＝「個に応じた指導」。 学習者視点から「個に応じた指導」を整理した概念＝「個別最適な学び」

- 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないように、探究的な学習や体験学習などを通じ、子ども同士、地域の方をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実する。

■ 取り組みの重点

1 良質な学級づくり

～支持的風土の構築～

○何でも自由に言い合える（心を開き合える）教室

○人権が尊重される教室

○インクルーシブに見合う教室

○いない相手を感じる教室

○「独り」を認める教室 etc

支持的風土…自分自身を発揮できる学級、考えや振る舞いを
友達同士で認め合い、高め合う学級、その関係を教師が心
から喜び受け入れている学級の風土=雰囲気
※ 反対が「統制的風土」担任の取り仕切りが主



※いじめ、不登校、生徒指導問題等、あっても（起きてても）包み込む学級が心の支えや解決に糸口になる事実を真摯に受け止めたい

※「この学級でなら」の絆が学力向上に繋がる。

2 良質な授業（生活）づくり

～子どもが自ら学ぶ授業（生活）の構築～

○核となる活動を子どもの力で（学級の特徴的活動・教科学習、総合的な学習 etc）

※教師は、子どもが主体的、自主的に活動できる場面を設定し、失敗如何に関わらず、信じて見守る。

※子どもは「内から育つ力がある」「何としても内から育つ子どもに育てる」という強い気概を持って教育活動に臨むこと。

○授業のUD化の徹底 UD化の3要素（焦点化、視覚化、共有化）の実践、充実

○全教育活動の根っこ=『心掛け』→「整える」「続ける」「高める」

「整える」 豊かな情緒と笑顔の環境づくり

（豊かな情緒）

「続ける」 当たり前を見直し続け、自らやり抜く

（本質の追究）

「高める」 教育の先見性と連携

（ゆとりと連携）



3 授業（生活）の見返しの充実

○自らの活動を自らの責任においてやり遂げる、次に生かすために、必ず実行

○「内から育つ」具体の姿の積み重ね（=教師が具体を語れるようになること）

※まずは校長が育ちの芽を探し広める

■ 内から育つ子ども将来像…内から育つ教育の積み重ね

《ちょっと細かな合い言葉》（『内から育つ子』の育成のために）

こ…個性を育み （個性伸張 理想を高く）

ま…真、誠の姿を求め続け （本物を 誠実に）

が…我慢強く やり抜き （堅忍不拔）

ね…願いを明確に持って 挑戦し続ける（向上心 新しき世に立ち向かう） 子どもに育てよう

ゆくゆくは、まこと（誠、眞事、眞言）の姿を求め、『利他の精神』を貫き、常に謙虚な気持ちで、世のため人のために役立つ人間になることを願っている。そのために「内から育つ」ことは欠くことのできない生き方の基盤となる。



	曜日	時刻	事業内容	摘要
1	金	8:40	新任校長・教頭、市長懇談会[応接室]	教育長、次長、子ども課
		9:00	市職員辞令交付式[本庁大会議室]	全職員
		10:30	庁議[本庁大会議室]	教育長、次長
		13:30	部課長会[本庁大会議室]	教育長、次長、両課長
		15:00	転入教職員歓迎の会[南庁舎大会議室]	教育委員、教育長、次長、両課長
		16:30	給食財団辞令伝達式[南庁舎大会議室]	教育長、子ども課長
2				
3				
4	月			
5	火		Am 市内保育園・幼稚園入園式[各園]	
			会計検査(R2新型コロナ感染症対策交付金等)	
6	水		Am 市内小学校入学式 Pm 市内中学校入学式[各校]	教育委員、教育長
		19:00	郷土芸能保存振興会・郷土芸能まつり実行委員会	社会教育課長
7	木	9:00	市内校長会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長
		14:30	新区長会[大会議室]	教育長
8	金			
9				
10				
11	月	9:00	庁議[応接室]	教育長、次長
		9:00	教頭事務職員会[南庁舎大会議室]	子ども課
		10:30	市内教頭会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、子ども課
12	火			
13	水			
14	木			
15	金	19:00	青少年育成委員会総会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、社会教育課
16				
17				
18	月	9:00	庁議[応接室]	教育長、次長
		13:30	県教委との連絡会(県施策説明会、全体会議)[伊那合庁]	教育長、教育長代理
		15:30	上伊那市町村教委代議員会[伊那合庁]	教育長、教育長代理
19	火			
20	水			
21	木			
22	金			
23				
24	日	6:00	バードウォッチング[大沼湖周辺]	社会教育課
		9:00	庁議[応接室]	教育長、次長
25	月	18:30	スポーツ協会理事会[保健センター大会議室]	次長、社会教育課
		19:00	市民総体実行委員会[保健センター大会議室]	次長、社会教育課
		14:00	定例教育委員会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長
26	火	16:00	給食財団監査[保健センター大会議室]	教育長、子ども課長
		18:30	市町村対抗駅伝激励会[保健センター大会議室]	教育長、次長、社会教育課
27	水	13:30	部課長会[大会議室]	教育長、次長、両課長
28	木			
29			十二天の森を守る会総会	社会教育課
30			長野県市町村対抗駅伝・市町村対抗小学生駅伝大会[松本市]	社会教育課

	曜日	時刻	事業内容	摘要
1	日			
2	月	9:00	庁議[本庁大会議室]	教育長、次長
			園長会	
3	火			
4	水			
5	木			
6	金	10:00	遭難対策協議会監査[教育長]	
		15:00	文化財団理事会[文化センター]	教育長、次長、社会教育課
7	土			
8	日			
9	月	9:00	庁議[本庁大会議室]	教育長、次長
10	火	18:30	スポーツ推進計画策定委員会[保健センター大会議室]	教育長、次長、社会教育課
11	水	9:00	市内校長会[赤穂小]	教育長、次長、両課長
		15:30	幼児幼年教育研究会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、子ども課
12	木		都市教育長協議会[山口県] ~5/13	教育長
13	金			
14	土			
15	日			
16	月			
17	火	15:00	天竜かっぱ広場運営委員会[かっぱ館]	教育長、社会教育課
18	水		地区子ども会総会[各区]	社会教育課
19	木		関東地区都市教育長協議会総会(書面決議)	教育長
		16:00	学力向上検討委員会[保健センター大会議室]	教育長、次長、子ども課
20	金	11:00	土地開発公社理事会[本庁第5会議室]	次長
21	土	13:00	上伊那公民館職員研修会[赤穂公民館]	教育長、公民館
22	日			
23	月			
24	火	10:00	市町村教委連絡会[伊那合庁]	教育長、教育長代理
25	水	15:00	文化財団評議員会[文化センター]	教育長、次長、社会教育課
26	木			
27	金		関東甲信越静市町村教委委員会連合会総会(書面決議)	教育長代理
28	土			
29	日	9:30	第41回日本現代工芸美術長野会展[博物館] 5/28~6/12	社会教育課
			市内河川等一斉清掃	
30	月		特別支援コーディネーター連絡会[保健センター大会議室]	
31	火	14:00	定例教育委員会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長、子ども課

駒ヶ根市就園・就学支援委員会委員の任命について

駒ヶ根市附属機関に関する条例第2条の規定に基づき、駒ヶ根市就園・就学支援委員会委員として下記のとおり任命するものとする。

令和4年4月26日

駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多 俊夫

記

1 氏名等

氏名	勤務先等	備考
鈴木 敏洋	昭和伊南総合病院	小児科医
菱和 路子	長野県立こころの医療センター駒ヶ根	医監（精神保健指定医）
佐倉 礼子	子ども課	保育カウンセラー
黒澤 利恵	〃	相談支援専門員
上村 啓子	昭和伊南総合病院	作業療法士
高嶋 義人	赤穂小学校	校長
吉越 秀之	赤穂東小学校	〃
土橋 浩一郎	赤穂南小学校	〃
島尻 理恵子	中沢小学校	〃
久保田 智之	東伊那小学校	〃
竹松 寿寛	赤穂中学校	〃
三ツ井 邦仁	東中学校	〃
塩入 健	長野県伊那養護学校	教諭
佐野 志保子	北割保育園	園長
小原 千鶴	美須津保育園	〃
下平 生美	赤穂保育園	〃
下島 美恵子	飯坂保育園	〃
小澤 明子	経塚保育園	〃
上久保真須美	中沢保育園	〃
平沢 美樹	東伊那保育園	〃
小出 美紀	すずらん保育園	〃
佐野 由紀恵	赤穂南幼稚園	〃
鈴木 しのぶ	下平幼稚園	〃
窪田 久美	福岡保育園	〃
北原 節子	桜ヶ丘保育園	〃

高木 優子	聖マルチン幼稚園	園長
中坪 美智子	つくし園	〃
木下 真唯	子ども課	保健師
竹村 勝	〃	指導主事
酒井 美鈴	〃	家庭児童相談員
白鳥 登紀子	〃	家庭児童相談員
矢澤 ちづる	〃	教育相談員

※ゴシックが新たに任命する委員

2 任命年月日 令和4年4月1日

3 任期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
(任期2年の残任期)

駒ヶ根市立中沢小学校学校運営協議会委員の任命について

駒ヶ根市学校運営協議会規則（平成25年教育委員会規則第3号）第7条の規定に基づき、下記の者を中沢小学校学校運営協議会委員に任命する。

令和4年4月26日
駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多 俊夫

記

1 氏名等

氏名	住所	備考
佐久間 暲	■■■■■■■■■■	同窓会歴代会長
國枝 文永	■■■■■■■■■■	同窓会長
宮下 兼秋	■■■■■■■■■■	区長
宮下 一栄	■■■■■■■■■■	民生児童委員会長
草野 淑子	■■■■■■■■■■	主任児童委員
松崎 久志	■■■■■■■■■■	中学校保護者
佐久間 弘司	■■■■■■■■■■	保育園保護者
鈴木 天章	■■■■■■■■■■	保護司
久保田 之義	■■■■■■■■■■	公民館長
湯澤 英喜	■■■■■■■■■■	夢倶楽部代表
木下 君子	■■■■■■■■■■	谷あい代表
竹村 定男	■■■■■■■■■■	育成会長
山口 雄二	■■■■■■■■■■	前用務員
宮下 大	■■■■■■■■■■	PTA会長
山口 由紀江	■■■■■■■■■■	PTA副会長
下島 裕一	■■■■■■■■■■	PTA副会長
島尻 理恵子	駒ヶ根市立中沢小学校	校長
石川 智之	駒ヶ根市立中沢小学校	教頭
春日 健二	駒ヶ根市立中沢小学校	教務主任
原 猛	駒ヶ根市立中沢小学校	地域担当

2 任命年月日 令和4年4月1日

3 任期 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

駒ヶ根市立赤穂中学校学校運営協議会委員の任命について

駒ヶ根市学校運営協議会規則（平成25年教育委員会規則第3号）第7条の規定に基づき、下記の者を赤穂小学校学校運営協議会委員に任命する。

令和4年4月26日
駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多 俊夫

記

1 氏名等

氏名	住所	備考
小林 克彦	■■■■■■■■■■	コーディネーター
中原 あゆみ	■■■■■■■■■■	赤穂学校同窓会副会長
堀内 豊彦	■■■■■■■■■■	不登校傾向生徒支援リーダー
下平 生美	■■■■■■■■■■	赤穂保育園園長
大島 弘幸	■■■■■■■■■■	前年度PTA会長
谷口 光治	■■■■■■■■■■	駒ヶ根工業高校教頭
宮下 正彦	■■■■■■■■■■	非違行為防止委員会第三者委員
佐野 榮	■■■■■■■■■■	主任児童委員
小松 民敏	■■■■■■■■■■	赤穂公民館館長
竹松 寿寛	駒ヶ根市立赤穂中学校	校長
保科 功	駒ヶ根市立赤穂中学校	教頭
向山 富士夫	駒ヶ根市立赤穂中学校	教務主任
小島 貴弘	駒ヶ根市立赤穂中学校	生徒指導主事

2 任命年月日 令和4年4月1日

3 任期 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

駒ヶ根市立東中学校学校運営協議会委員の任命について

駒ヶ根市学校運営協議会規則(平成25年教育委員会規則第3号)第7条の規定に基づき、下記の者を東中学校運営協議会委員に任命する。

令和4年4月26日
駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多 俊夫

記

1 氏名等

氏名	住所	備考
佐野 榮	■■■■■■■■■■	主任児童委員
草野 淑子	■■■■■■■■■■	主任児童委員
福澤 さゆり	■■■■■■■■■■	主任児童委員
久保田 之義	中沢公民館	中沢公民館長
春日 由紀夫	東伊那公民館	東伊那公民館長
下村 治平	■■■■■■■■■■	下平分館長
伊藤 明穂	■■■■■■■■■■	元PTA会長
小池 勝	■■■■■■■■■■	PTA会長
三ツ井 邦仁	駒ヶ根市立東中学校	校長
北澤 克彦	駒ヶ根市立東中学校	教頭
笠原 健史	駒ヶ根市立東中学校	教務主任
中澤 博和	駒ヶ根市立東中学校	副教務主任

2 任命年月日 令和4年4月1日

3 任期 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

駒ヶ根市公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育法第30条及び駒ヶ根市公民館条例（昭和54年条例第24号）第5条の規程により、下記の者を公民館運営審議会委員に委嘱する。

令和4年4月26日

駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多 俊夫

記

1 駒ヶ根市立赤穂公民館

氏名	選出区分	住所	役職名等
湯澤 宏年	学識経験者		R4 市区長会（上穂町区長）

2 駒ヶ根市立中沢公民館

氏名	選出区分	住所	役職名等
島尻 理恵子	学校教育関係者		中沢小学校長
宮下 大	家庭教育関係者		R4 中沢小学校PTA会長
宮下 兼秋	学識経験者		R4 中沢区長
蟹澤 康	社会教育関係者		R4 分館長会長

3 駒ヶ根市立東伊那公民館

氏名	選出区分	住所	役職名等
久保田 智之	学校教育関係者		東伊那小学校長
久保田 逸己	学識経験者		R4 東伊那区長

4 委嘱年月日 令和4年4月1日

5 任期 令和4年4月1日から令和5年3月31日
(任期は前任者残任期間)

駒ヶ根市文化財審議会委員の任命について

駒ヶ根市附属機関に関する条例（昭和52年条例第43号）第2条の規定により、下記の者を駒ヶ根市文化財審議会委員に任命する。

令和4年4月26日

駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多 俊夫

記

1 氏名等

氏名	住所	分野	継続
小川清美	██████████	自然	12期
上村秀一	██████████	人文	2期
氣賀澤進	██████████	人文	6期
氣賀澤厚典	██████████	人文	6期
諏訪博	██████████	人文	3期
田中清文	██████████	人文	14期

2 任命年月日 令和4年4月1日

3 任期 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

名勝光前寺庭園整備活用委員会委員の委嘱について

名勝光前寺庭園整備活用委員会設置要綱（平成24年2月6日告示第4号）第3条の規定により、下記の者を名勝光前寺庭園整備活用委員会委員に委嘱する。

令和4年4月26日

駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多 俊夫

記

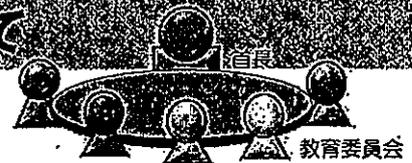
1. 氏名等

氏名	所属	専門分野
佐々木邦博	信州大学農学部 名誉教授	造園
吉澤 政己	NPO法人信州伝統的建造物保存技術研究会 工学博士	建造物
笹本 正治	長野県立歴史館 館長	人文
大窪久美子	信州大学農学部 教授	植物
吉澤 道人	宗教法人光前寺 住職	
気賀澤徳義	宗教法人光前寺 総代会長	
北澤 洋	宗教法人光前寺 総代会副会長	
横山 庄吾	宗教法人光前寺 総代会会計	
田中 清文	駒ヶ根市文化財審議会 会長	
氣賀澤 進	駒ヶ根市文化財審議会 委員	
小原 昌美	一般社団法人 駒ヶ根観光協会、 駒ヶ根市産業部商工観光課 課長	

2 任命年月日 令和4年4月1日

3 任期 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

総合教育会議について



- ◆ 首長は、現行制度においても、私学や大学、福祉等の事務を所管するとともに、予算の編成・執行権限や条例の提出権を通じて教育行政に大きな役割を担っている。
- ◆ 一方、首長と教育委員会の意思疎通が十分でないため、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、それぞれの役割を十分に果たすことができていないという指摘もある。
- ◆ このため、首長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、教育に関する重要な課題を検討するために、総合教育会議をすべての地方公共団体に設置する。

1. 構成メンバー

- 構成員は執行機関である首長と教育委員会。
- 議題によっては、その必要性に応じ、有識者の意見を聴くことが可能。

2. 協議事項等

- 総合教育会議において協議し、調整する事項は以下のとおり。
 - ① 当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
 - ② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
(例)耐震化の推進、教職員の定数の改善、土曜授業の実施 等
 - ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
(例)いじめ等による自殺への対応策、災害による校舎の倒壊への対応策 等
- 首長と教育委員会は、会議で策定した方針の下に、それぞれの所管する事務を執行。

3. 会議の運営等

- 総合教育会議は首長が招集。
- 教育委員会から首長に対して総合教育会議の招集を求めることも可能。
- 総合教育会議は原則公開。ただし、個人の秘密を保護等、必要があると認められる場合には非公開とすることが可能。
- 議事録の作成・公表(努力義務)。
- その他、総合教育会議の運営に関し必要な事項については、総合教育会議が定める。

総合教育会議における協議事項、協議・調整事項の具体的な例

- 1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議に該当する事項として想定されるものは、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項
- ・幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携
- ・青少年健全育成と生徒指導の連携
- ・居所不明の児童生徒への対応
- ・福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援

上記のように、地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項

- 2) 「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合」に該当する事項として想定されるものは、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
- ・通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合

- 3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合「等の緊急の場合」に該当する事項として想定されるものは、児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態であり、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
- ・災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉担当部局と連携する場合
- ・犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合

- ・いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法第 28 条の重大事態の場合

*いじめ防止対策推進法第 28 条の重大事態

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なく

駒ヶ根市総合教育会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4の規定に基づき設置する駒ヶ根市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 会議は原則として毎年度4月、7月及び11月に開催するものとする。

2 市長は、必要がある場合には臨時に会議を開催することができる。

(会議の招集及び進行)

第3条 会議の招集は、市長が会議の開催日時、場所及び協議等を行う事項をあらかじめ教育委員会に通知して行う。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。

2 会議の進行は、教育次長が務める。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名、その他市長が必要と認める事項を明らかにしなければならない。

(傍聴の禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となるおそれがあると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号のほか、市長において傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談笑又は拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 前各号のほか、会議の妨害となるおそれがある挙動をしないこと。

2 前項各号のほか、傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、市長が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴人の員数制限)

第8条 市長は、会場の都合により傍聴人の員数を制限することができる。

(議事録)

第9条 市長は、次の事項を記載した議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、法第1条の4第6項の規定に基づき非公開とされた議事のほか、会議が必要と認めるときは非公表とする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名

(3) 協議・調整が行われた事項とその内容

(4) その他必要と認める事項

2 議事録の公表は、駒ヶ根市公式ホームページに掲載することにより行う。

(事務局)

第10条 会議の事務局を教育委員会子ども課に置く。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が会議に諮り定める。

附 則

この規程は、平成27年7月23日から施行する。

(参考) 地教行法抜粋

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

(1) 地方公共団体の長

(2) 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

R4-5 定例教育委員会報告 行事共催等承認申請一覧(専決分報告)

区分	受援番号	行事の名称	団体名	開催日	開催場所	承認
後援	3-113	ながの発達障がい啓発週間「結」プロジェクトinごまがね	親と学び育ちの会 まねきneko	3月下旬	ばとな	承認
後援	3-114	伊那西高等学校合唱コンクール	伊那西高等学校	令和4年9月2日(金)	駒ヶ根市文化会館	承認
後援	3-115	信州子ども食堂inごまがねSta.	親と学び育ちの会 まねきneko	令和4年4月16日(土)	駒ヶ根市総合文化センター	承認
後援	3-116	親の交流会、親の座談会、子どもイベント	てんとうむしの会	令和4年4月15日(金)	高砂園	承認
後援	4-001	キッズプログラミング体験&マナー講座	ママと子供の子育てラボ信州	令和4年6月5日(日)	市民交流活性化センター(アルパ)	承認
後援	4-002	おでかけハローアニマル子どもサポート	長野県動物愛護センター	令和4年4月11日(月)	中沢公民館	承認
後援	4-003	29th Piano Concert	横前ピアノ教室	令和4年5月15日(日)	駒ヶ根市文化会館 大ホール	承認
後援	4-004	第62回上伊那母親大会	上伊那母親連絡会	令和4年6月5日(日)	赤穂公民館	承認
後援	4-005	第5回赤穂高校の将来像を共に考える集い	赤穂高校同窓会	令和4年5月17日(火)	赤穂公民館	承認
後援	4-006	伊那北高等学校ジョイントコンサート	伊那北高等学校	令和5年3月25日(土)	駒ヶ根市文化会館	承認
後援	4-007	長野県高等学校総合体育大会柔道競技南信大会	南信高体連 柔道専門部	令和4年5月14日(土)	駒ヶ根市武道館	承認
後援	4-008	南信高等学校総合体育大会柔道競技大会	南信高体連 柔道専門部	令和4年11月4日(金)	駒ヶ根市武道館	承認
後援	4-009	「ぼっちゃ」大会	駒ヶ根ぼっちゃクラブ	令和4年5月22日(日)	農業者トレーニングセンター	承認
後援	4-010	ウイナ・ガラコンサート in 駒ヶ根	伊那フィルハーモニー交響楽団	令和4年5月29日(日)	駒ヶ根文化会館 大ホール	承認
後援	4-011	令和4年度 第40回 駒ヶ根市社年ソフトボール大会	駒ヶ根市社年ソフトボール連盟	令和4年4月16日(土)	市営グラウンド・馬住ヶ丘グラウンド・丸塚グラウンド	承認
後援	4-012	令和4年度上伊那地区高等学校芸術鑑賞会 演劇	上伊那地区高等学校芸術鑑賞	令和4年6月7日(火)	駒ヶ根市文化会館	承認
後援	4-013	令和4年度 第43回駒ヶ根市ナイターソフトボール大会(交流戦形式)	駒ヶ根市ナイターソフトボール連盟	令和4年5月20日(金)	市営グラウンド、馬住ヶ丘グラウンド、松塚グラウンド	承認
後援	4-014	積み木くらぶ	公益社団法人 青年海外協力協会	令和4年5月28日(土)	駒ヶ根ふるさとの家 セミナーハウス	承認
後援	4-015	冒険くらぶ	公益社団法人 青年海外協力協会	令和4年6月12日(日)	駒ヶ根ふるさとの家	承認
後援	4-016	SDGsくらぶ 第一弾	公益社団法人 青年海外協力協会	令和4年6月18日(土)	駒ヶ根ふるさとの家	承認
後援	4-017	ボランティアスタッフ養成講座	公益社団法人 青年海外協力協会	令和4年6月19日(日)	駒ヶ根ふるさとの家	承認
後援	4-018	ふるさと児童くらぶ	公益社団法人 青年海外協力協会	令和4年7月27日(水)	駒ヶ根ふるさとの家	承認

共催 0件
 後援 22件
 協賛 0件
 22件

承認 22件
 不承認 0件
 協議中 0件
 22件

総務～連絡

令和4年4月27日

部課等の長 各位

総務部長

令和4年度 夏季の軽装活動（クールビズ）の実施について（通知）

このことについて、2021年から環境省からのクールビズ実施期間の呼びかけは廃止されましたが、今年度も当市独自の取組として、下記期間において夏の軽装活動（クールビズ）を実施します。

エアコンの庁舎内設定温度を28℃とするため暑さを感じるかもしれませんが、地球温暖化対策の一環として実施するものですので、職員の皆様のご協力をお願いします。

記

1 実施期間

令和4年5月2日（月）～令和4年~~5~~¹⁰月~~30~~³¹日（金）

2 留意事項

(1) 身だしなみのマナー徹底について

室内温度28℃でも夏を涼しく過ごすために軽装による執務を奨励します。軽装とは、上着やネクタイの着用を要しないことを指します。ただし、公式行事や会議等、正装が必要とされる場合などご注意ください。（令和4年4月1日付け部課長会資料「服務規律の確保について」参照）

管理監督者は、朝礼時において、管下職員のネームの着用、華美文は過度の軽装について必ず確認し、必要に応じて指導してください。

(2) 市主催会議での夏の軽装活動（クールビズ）の取組について

各課、関係団体等において主催する会議については、一般参加者の「夏季の軽装」に関する特段の定めがありません。そのため、開催通知に軽装を勧奨する旨を記載するなど、参加する皆様への配慮をお願いします。

(総務課 職員係扱い)